

平成22年4月1日から

工場・事業所などからの悪臭に対する規制が変わりました！！

| | これまでの規制 | 4月1日からの規制 |
|------|---|--|
| 規制地域 | ・旧宮之城町の都市計画用途地域 ・旧薩摩町全域 ・旧鶴田町は指定無し | さつま町内全域 |
| 規制方法 | 特定悪臭物質濃度規制 特定悪臭物質といわれる22種類の物質の濃度を測定し、その数値が規制値を超えなければ規制できない。それぞれの物質事に測定する必要があり、経費と時間がかかる。 | 臭気指数規制（※注1） 臭いの強さを人間の鼻で嗅ぐことにより評価し、一定の方法で数値化したもので規制する。それぞれの物質を測定するのではなく、におい全体で評価するため経費等を節約できる。 |

（※注1）臭気指数規制

臭気指数規制は、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を測定するため、においを全体としてとらえることができ、物質濃度による規制では補完できない複合臭や未規制物質によるにおいにも対応することができるという特徴があります。また、人間の嗅覚を用いて測定するため、悪臭の被害感と一致しやすく、状況に適した対応ができます。

○ 変更に至る経緯

これまで工場や事業所から発生する悪臭について、アンモニア、メチルメルカプタン等の悪臭防止法に定める22物質の濃度による「特定悪臭物質濃度規制」を行ってきました。

しかし、最近の悪臭苦情は様々なにおいが混ざった複合臭や、指定された22物質以外の物質が原因であるものが増加傾向にあり、約40万種あるといわれている多種多様なにおいには対応できませんでした。

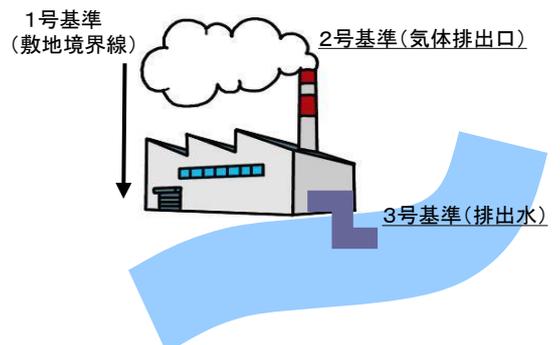
そこで、悪臭防止法に基づく規制方式を平成22年4月1日から「臭気指数規制」に変更しました。

○ 規制の対象

町内にあるすべての工場、事業所の事業活動に伴って発生するすべての不快なおいが対象となります。ただし、次のものは対象となりません。

- ①家庭からの悪臭
- ②自動車、船舶、航空機等の移動発生源
- ③建設工事、しゅんせつ（※注2）、埋め立て等のために一時的に設置される作業場
- ④下水道の排水管及び排水渠

（※注2）しゅんせつ・・・河川や港湾などの水底をさらうこと。



○ 規制基準値

| 測定場所 | A地域:都市計画用途地域 | B地域:A地域外 |
|-------------|-------------------------------|----------|
| 敷地境界線(1号基準) | 12 | 15 |
| 気体排出口(2号基準) | 排出条件(排出速度・温度・煙突の高さ等)により算出します。 | |
| 排水(3号基準) | 28 | 31 |

臭気指数

においを含む空気をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に10をかけた数値です。これは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので測定は、嗅覚検査に合格した臭気判定士(国家資格)によって行われます。

臭気指数の算出式は次のとおりです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} \text{希釈倍率(臭気濃度)}$$

たとえば、もとのにおいを100倍に希釈して、においを感じなくなった場合、臭気濃度は100、臭気指数は20となります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} 100 = 10 \times \text{Log} 10^2 = 10 \times 2 = 20$$

においの強さはにおいの物質の濃度の対数に比例するため、臭気指数は人間の感覚量に対応した尺度になっています。つまり、臭気指数10と20では濃度は10倍ですが、においの強さとしては、2倍程度違うように感じられます。

○ 罰則等

規制基準を超過し、町長が住民の生活環境が損なわれていると認める場合は、町長は改善勧告を行うことができます。この改善勧告に従わない場合は、改善命令を行うことができ、命令に違反した者は罰則が科せられます(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)ただし、施行後1年間は改善命令の措置は猶予されます。

**事業者の方は、工場・事業所からのにおいの発生状況を
再点検し、適切な対応をお願いいたします。**

<問い合わせ先>

薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町役場 町民環境課 環境係
電話:0996-53-1111(内線2127)